



長野県報

5月11日(月)
令和2年
(2020年)
第104号

目次

規則

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(水大気環境課) 1

告示

令和2年3月19日専決処分した令和元年度補正予算の要領(財政課) 2

令和2年4月28日成立した令和2年度補正予算の要領(財政課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新(障がい者支援課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退(障がい者支援課) 4

過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事の完了(道路管理課) 4

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) 4

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 4

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(5件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 5

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課) 8

開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課) 8

道路交通法に基づく技能検定員審査及び教習指導員審査の実施(東北信運転免許課) 9



水大気環境課

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
ここに公布します。

令和2年5月11日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第43号

公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則7号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「第2条第4項」を「第2条第2項」に、「地方卸売市場」を「卸売市場」に改め、同表の8の項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

附則

この規則中、別表第1の8の項の改正規定は公布の日から、同表の7の項の改正規定は令和2年6月21日から施行する。